

○都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

【医療法第30条の4第1項】

都道府県は、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

医療計画の指針で示されている項目

- 5疾病・6事業ごとの医療体制(注1)
 - ・ がん
 - ・ 脳卒中
 - ・ 心筋梗塞等の心血管疾患
 - ・ 糖尿病
 - ・ 精神疾患
 - ・ 救急医療
 - ・ 災害時における医療
 - ・ 新興感染症発生・まん延時における医療
 - ・ へき地の医療
 - ・ 周産期医療
 - ・ 小児医療(小児救急含む)
 - ・ 在宅医療
 - ・ その他特に必要と認める医療
- 地域医療構想(注2)
 - 地域医療構想を達成する施策
 - 病床機能の情報提供の推進
 - 外来医療の提供体制の確保(外来医療計画)(注2)
 - 医師の確保(医師確保計画)(注2)
 - 医療従事者(医師を除く)の確保
 - 医療の安全の確保
 - 二次医療圏・三次医療圏の設定
 - 医療提供施設の整備目標
 - 医師少数区域・医師多数区域の設定
 - 基準病床数等

(注1) 5疾病6事業：大阪府には、全ての市町村に医科診療所が開設されており、へき地がないため、「へき地の医療」を除いた5疾病5事業となります。

(注2) 地域医療構想については「地域医療構想策定ガイドライン」、外来医療計画については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」、医師確保計画については「医師確保計画策定ガイドライン」を厚生労働省からそれぞれ示しています。

引用：令和5年6月「医療計画について」厚生労働省通知